

「よつぼし」を栽培する果実生産者・農業者の方へ(果実生産者向け説明)

「よつぼし」は、種子繁殖のイチゴ品種で、持ち運びやすい種子は海外流出のリスクが高く、一方で、従来のイチゴ品種と同様にランナー増殖が容易で、無断増殖を誘発し易いという特徴があります。そのため、他の品種にも増し、育成者権が侵害されないよう、守らなければならないルールを広く知っていただく必要があります。ここに、「よつぼし」を果実生産利用するうえで、守らなければならないルールをまとめましたので、品種育成者権の侵害がないようご協力ください。

1. 求められる責務のポイント

- (1) 品種育成者権を侵害しないこと。
- (2) 品種育成者権侵害の事例が発生したとき、育成者の指示に従い、必要な調査に協力すること。

2. 品種育成者権を侵害しないために

(1) 正当な種苗の利用

- ・栄養繁殖(ランナー増殖)した種苗の販売は認められていません。
- ・「よつぼし」の果実から採れる種子は、親子でも性格が違いうように、「よつぼし」ではありません。「よつぼし」の種子は、許可を受け、特定の母親と父親を交配しなければ生産することはできません。
- ・正当な種苗には、品種名、品種登録番号、商標ロゴ、遵守項目が表示されています。右図の商標ロゴが表示されていることをご確認ください。



(2) 種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体(種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源)の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

(3) 種苗等の第三者への無断譲渡の禁止

- ・栄養繁殖株(ランナー増殖株)は、他人への譲渡が一切禁じられています。有償譲渡だけでなく、無償譲渡でも種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。
- ・購入した種苗のうち余った種苗や鉢植え・プランター植えにした株を販売することは、種苗業者に該当します。詳しくは、「5. その他注意事項」を確認してください。

3. 自家栽培用のランナー増殖について

「よつぼし」の場合、次の枠内に示す育成者権者の指示を履行することで果実生産者(農業者)が自らの経営内で行うランナーが認められています。特に手続きを必要としないので、枠内に示された内容を十分に確認し、遵守してください。

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構（以下、育成機関という）が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」（品種登録第 25605 号、以下、本品種という）の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖（ランナー増殖等）を行った種苗を他者へ譲渡（有償・無償に関わらず）することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」は F1 品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株（果実以外の植物体の一部を含む）を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖（ランナー増殖等）は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖（ランナー増殖等）した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を 2 年に 1 度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。

4. 研究会入会について

正会員または一般会員として入会することを推奨します。

ただし、一般会員については、現在開発中のWEB受け付けシステムが完成するまで、受付を保留することがあります。

種別	要件	入会金	年会費	商標使用料（資料②参照）
正会員	正会員になることを希望する者、及び、「よつぼし」の種子生産事業者	5,000 円	50,000 円	原則、該当しない 商標の利用を希望するときは、「5. よつぼし商標ロゴの使用について」を参照。
一般会員	要件を設けない	なし	なし	

継続会員は入会金不要。年会費は令和 4 年 4 月 1 日から適用。

5. よつぼし商標ロゴの使用について

よつぼし商標ロゴは、種苗への表示を必須としていますが、その他、果実を販売する際のラップフィルムや出荷箱、ジャム等加工品ラベル等にもご利用いただけます。商標ロゴの使用方法には、次の2つの方法があります。

(1) 本研究会が作成したシール・ラベルを購入する方法

本研究会ホームページ「種子繁殖型イチゴ研究」に「よつぼしシール・ラベル」を紹介しています。ご参照ください。 <https://seedstrawberry.com/>

(2) 商標ロゴ使用許諾を受ける方法

「資料③：商標使用手続き方法」を参照してください。商標を使って、ラップフィルムや出荷箱等を作成していただくことができます。

6. その他注意事項

(1) 苗生産を委託するときの注意事項

- ・栄養繁殖（ランナー増殖）の委託は認められません。
- ・委託先に、品種利用に係わる遵守事項を説明してください（①海外持ち出し禁止。②第三者への種苗譲渡禁止。③育成者権者の調査への協力）。
- ・書面による受委託契約を締結し、遵守事項に違反することがないように委託先に誓約いただくとともに、委託先に違反があった際には、委託元も責任を持って共同して対処することを明記してください。
- ・委託先で生産された種苗は、全量、委託元が引き取ってください。不発芽や枯死株数についても把握するよう努めてください。

(2) 余った苗を鉢植え・プランター植え等で販売するときの注意事項

- ・農業経営内でランナーによる自家増殖を行った場合には、増殖苗を販売できないのに加え、余り苗が実生由来であっても販売することはできません。
- ・鉢植え・プランター植え株には、種苗と同様に、品種表示が必要です。本研究会が分譲しているラベルには品種表示がされているので、これを購入し使用してください（「5. よつぼし商標ロゴの使用について」の項を参照）。
- ・このような行為は原則として、種苗事業者に該当します。種苗事業者の責務として、販売先に対し遵守義務を履行していただく必要があるため、インターネット販売は控えていただきますようお願いいたします。